

11 月上旬号
2014 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

「消除对妇女暴力行为运动周」

じょせい たい ぼうりょく うんどう きかん
「女性に対する暴力をなくす運動」期間

毎年の 11 月 12 日～25 日为「消除对妇女暴力行为运动周」。来自配偶的暴力(DV)、性犯罪、卖淫嫖娼、人身买卖、性骚扰和跟踪狂行为等暴力，都是对人权的严重侵犯。今年 1 月份开始，有关来自一起生活的恋人的暴力以及受此危害的人，都可成为适用对象。请不要独自烦恼，随时前来相谈。

まいとし がつ にち にち じょせい たい ぼうりょく うんどう きかん はいぐうしゃ ぼうりょく せいはんざい ばいばいしゅん じんしん
毎年 11 月 12 日～25 日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。配偶者などからの暴力(DV)、性犯罪、売買春、人身
とりひき
取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力は相手の人権を著しく侵害するものです。今年 1 月からは、生活の
ほんきよ
本拠をともにする交際相手からの暴力およびその被害者についても、DV防止法の適用対象となっています。一人でも悩まないで気軽
そうだん
に相談しましょう。

【女性相談窓口 女性相談窓口】

男女共同参画中心 イコーラム(男女共同参画センター)	072-960-9206	10:00～17:00 (周一和年末年始休息。周一是节日时照常工作,第二日休息) げつようび ねんまつねんし きゆうかん げつようび しゅくじつ ばあい じっし よくじつ (月曜日と年末年始は休館。月曜日が祝日の場合は実施し、その翌日 やす が休み)
大阪府女性相談中心 大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890	9:00～20:00(节假日和年末年始休息) (祝日・年末年始は休館)
东大阪儿童家庭中心 (DV 专线) 東大阪子ども家庭センター(DV専用)	06-6721-2077	9:00～17:45 (年末年始休息) (年末年始は休館)
女性人权热线电话 女性の人権ホットライン	0570-070-810	11 月 17 日(周一)～21 日(周五) 8:30～19:00 22 日(周六)・23 日(节日) 10:00～17:00 がつ にち げつ にち きん にち ど にち しゅく 11 月 17 日(月)～21 日(金) 8:30～19:00、22 日(土)・23 日(祝) 10:00～17:00

【男性相談窓口 男性相談窓口】

男女共同参画中心 イコーラム(男女共同参画センター)	072-966-5002	毎月第 1 周的周六 13:00～17:00、第 3 周的周三 19:00～21:00 まいつきだい どうようび だい すいようび 毎月第 1 土曜日 13:00～17:00 第 3 水曜日 19:00～21:00
-------------------------------	--------------	---

募集市営住宅入居者

しえいじゆうたくにゆうきしやほしゆう
市営住宅入居者募集

募集住宅、申请资格等详细情况请来电咨询。需要翻译者请与国际情报广场联系。申请表从 11 月 4 日(周二)开始可在住宅管理中心、住宅政策课、市政信息处、行政服务中心、福祉事務所等处领取。请填写申请表(每户 1 份)内的必要事项及准备所需资料后,在 11 月 14 日(周五)之前(邮戳有效)邮寄。※不可重复申请。

ほしゆうじゆうたく もうしこみしかく くわ といあわ くだ つやぐ
募集住宅や申込資格など詳しくはお問合せ下さい。また、通訳が
ひつよう かた こくさいじょうほう そうだん おうぼうようし がつ にち
必要な方は国際情報プラザにご相談ください。応募用紙は 11 月 4 日
か じゅうたくかんり じゅうたくせいさくか しせいじょうほう
(火)から住宅管理センター、住宅政策課、市政情報コーナー、
ぎょうせい ふくしじむしょ はいふ おうぼうようし せたい
行政サービスセンター、福祉事務所で配布します。応募用紙(1世帯
つつ ひつようじこう か ひつようしよるい そ がつ にち きん けいしん
1通)に必要な事項を書き、必要書類を添えて 11 月 14 日(金)消印
ゆうこう ゆうそう じゅうふくもうしこ
有効までに郵送してください。※重複申込みはできません。

申請・询问处：市営住宅管理中心
TEL 06-6788-8001 / FAX 06-6788-8005

もうしこみ といあわせき しえいじゆうたくかんり
申込・問合先：市営住宅管理センター

市民税非課税家庭住院時の伙食费可减额

しみんぜいひかぜいせたい にゅういんじ しょくじふたんがく げんがく
市民税非課税世帯は入院時の食事負担額 減額

市民税非課税家庭の人可通过申请,住院时的伙食费每餐可减额 210 日元。持有「限度額適用认定书・标

しみんぜいひかぜいせたい ほう しんせい にゅういんじ しょくじふたんがく
市民税非課税世帯の方は申請により、入院時の食事負担額が 210
えん げんがく げんどがくてきょう ひょうじゆんふたんがくげんがくにていしやう
円に減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を



<p>准負担額減額認定書」の人不需要提出申请。但是，过去12个月的住院天数超过90天时，从第91天开始减额160日元，并且需要办理手续。详细事项请向医疗保险室资格支付课询问。</p>	<p>も かた しんせい ひつよう か こ げつ お持ちの方は申請する必要がありません。なお、過去12か月の にゆういんにつすう にち こ えん げんがく 入院日数が90日を越えるときは91日目から160円に減額となり てつづ ひつよう くわ いりようほけんしつしかくきゅうふか ますが手続きが必要です。詳しくは、医療保険室資格給付課へお といあわ 問合せください。</p>
<p>询问处：医疗保险室 资格支付課 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>といあわせさき いりようほけんしつ しかくきゅうふか 問 合 先： 医 療 保 險 室 資 格 給 付 課</p>

<p>大阪府重新修改了最低工资</p>	<p>おおさかふさいていちんぎん かいてい 大阪府最低賃金を改定</p>
<p>在大阪府工作的人的最低工资额已重新修改。对包括临时工・钟点工・兼职学生等在内的所有劳动者，最低小时工资金额必须支付838日元。但是，对特定产业的工人，适用「特定（不同产业）最低工资」。</p>	<p>おおさかふ はたら かた さいていちんぎんがく かいてい しようしゃ 大阪府で働く方の最低賃金額が改定されています。使用者は りんじ ふく ろうどうしゃ たい 臨時・パートタイマー・アルバイトなどを含むすべての労働者に対 して、時間額838円を支払う必要があります。ただし、特定の産業 じかんがく えん しはら ひつよう とくてい さんぎょう の労働者については「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。</p>
<p>询问处：大阪劳动局賃金課 劳动雇用政策室 TEL 06-6949-6502 / FAX 06-6949-6034 TEL 06-4309-3178 / FAX 06-4309-3846</p>	<p>といあわせさき おおさかろうどうきょくちんぎんか 問 合 先： 大 阪 勞 働 局 賃 金 課 ろうどうこようせいさくしつ 労働雇用政策室</p>

大阪生活指南

VI-3 婴幼儿健康・医疗

4. 婴幼儿的医疗费

1) 婴幼儿医疗费补助

儿童的医疗费，是由儿童的扶养者的健康保险来承担的。通常，在所需的医疗费中，有30%须由本人承担。有些市町村实行婴幼儿医疗费补助制度，详情请向市町村负责儿童福祉的窗口及保健卫生、国民健康保险的窗口咨询。

2) 其他的补助

关于早产儿、身体残障儿、患有特定的慢性病的儿童等，有医疗费公费负担的制度。详情请向保健所或福祉事务所咨询。

＜摘自公益财团法人大阪府国际交流财团(OFIX)网页「大阪生活指南」＞
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

VI-3 乳幼児の健康・医療

4. 乳幼児の医療費

(1) 乳幼児医療助成

こども いりょうひ こども ふようしゅ けんこうほけん つうじょう ひよう わり じこふたん
子供の医療費は子供の扶養者の健康保険でまかなわれます。通常、かかった費用の3割を自己負担しなければなりません。
しちょうそん にゆうようじ いりょうひ いちふ ふたん くわ しちょうそんじどうふくしたんとうまどぐち ほか ほけんじょ
市町村によっては、乳幼児の医療費の一部を負担しているところがありますので詳しくは市町村児童福祉担当窓口の他、保健所
こくみんけんこうほけんまどぐち と あ くだ
や国民健康保険窓口にお問い合わせ下さい。

(2) その他の助成

みじゆくじ しんたいししょうがいじ とくてい まんせい びょうき いりょうひ こうひ ふたん せいど くわ ほけんじょ
未熟児、身体障害児、特定の慢性の病気などについては医療費を公費で負担する制度があります。詳しくは保健所または
ふくしじむじょ と あ
福祉事務所に問い合わせてください。

＜公益財団法人大阪府国際交流財团(OFIX)「大阪生活必携」より＞
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情报处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、 葡萄牙語、菲律賓語、越南語、泰語</p>	<p>Tel 06-6941-2297</p>

